

発議第6号

多可町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和3年9月3日提出

提出者 多可町議会
議会運営委員長 日原 茂樹

多可町議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町議会委員会条例（平成17年多可町条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 総務まちづくり常任委員会 7人

総務課、企画秘書課、財政課、税務課、生活安全課、産業振興課、商工観光課、建設課、上下水道課、会計課、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員の所管に関する事務及び他の常任委員会の所管に属さない事務

(2) 文教ふくし常任委員会 7人

定住推進課、生涯学習課、住民課、健康課、ふくし相談支援課、福祉課、教育委員会の所管に関する事務

附 則

この条例は、令和3年11月27日から施行する。

多可町議会委員会条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務文教常任委員会 7人</u></p> <p><u>総務課、企画秘書課、財政課、生涯学習課、税務課、会計課、公平委員会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事務及び他の常任委員会の所管に属さない事務</u></p> <p>(2) <u>生活環境常任委員会 7人</u></p> <p><u>定住推進課、住民課、生活安全課、健康課、ふくし相談支援課、福祉課、産業振興課、商工観光課、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</u></p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務まちづくり常任委員会 7人</u></p> <p><u>総務課、企画秘書課、財政課、税務課、生活安全課、産業振興課、商工観光課、建設課、上下水道課、会計課、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員の所管に関する事務及び他の常任委員会の所管に属さない事務</u></p> <p>(2) <u>文教ふくし常任委員会 7人</u></p> <p><u>定住推進課、生涯学習課、住民課、健康課、ふくし相談支援課、福祉課、教育委員会の所管に関する事務</u></p>